合約編號(111)日文實字第 號

|  |
| --- |
| 文藻外語大學 |
|

|  |
| --- |
| 学生校外実習契約書 |

調印機関：甲： 乙：文藻學校財團法人文藻外語大學丙： 契約期間 ： 年 月 日 至 年 月 日年 月 日契約調印者： (以下甲と称す) 文藻學校財團法人文藻外語大學（以下乙と称す） （以下丙と称す）調印者双方は、協力して学生の実習を実施するという共通の目標に基づき、以下の事項を協議して取り決め、ともに遵守する。1. **実習協力の職務事項**
2. 甲の管理部門は実習内容の企画を行い、実習生（丙）の職務分担、受け入れ、訓練の責任を負い、実習生（丙）をサポートする。
3. 乙は実習生（丙）に対し、実習に関する事項を連絡し、実習の実施に必要な協力をする。また、乙は実習の単位に学生を振り分ける責任があり、指導教員を指定し実習生（丙）の実習の指導に当たらせる。

**二、契約の執行期間**

|  |
| --- |
| 実習形態 ：□単位有りの実習 □単位無しの実習実習種類 ：□夏季実習 □学期実習 □学年実習 □その他：実習期間 ： 年 月 日至 年 月 日 |

 実習月/週数：  実習時間数： 時間以上（時間数は証明書を基準とする。計算の仕方：丙が給料をもらう場合、一日当たりの実習時間数は通常労働時間数の基準の８時間で計算する。残業の時間数を入れない。丙が給料をもらわない場合、実際の一日当たりの実習時間数【通常基準の時間数と残業数を含む】で計算する。）**三、実習学生資料**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学制 | 学科 | 実習期間中の学年（年度を跨がる実習生（丙）は注記） |
| 学年 | 学籍番号 | 姓名 | 注記 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**四、実習内容**1. インターンシップの職務内容：
2. 甲が仕事内容を計画する際には、実習生（丙）の健康や安全に影響がない仕事であることを原則とする。

**五、実習の開始**1. 乙は実習が始まる一週間前までに実習生（丙）の名前・着任の資料を甲に送る。事情により実習期間を延長する必要が生じた場合は、双方が同意の上で新たに契約を立て延長する。2. 甲は実習生（丙）が着任した際、実習生（丙）にオリエンテーション及び研修を行い、専門家に指導させ、オリエンテーション及び研修は実習の時間数に含める。**六、実習の給料：****七、寮：****八、食事手当：** **九、交通費：** **十、保険：****十一、実習生（丙）の指導**1. 実習期間中、それぞれの実習生（丙）は甲の実習を実施する部署の担当指導者によって、実務実習の仕事内容や技能指導の仕事の監督・指導を受ける。
2. 実習期間中、乙は状況に応じて指導教員を甲に派遣し実習生（丙）を視察し、実習の指導、コミュニケーション、連絡調整の責任を担う。
3. 甲は、計画した実習内容により実習生（丙）が両国（中華民国、日本）の法律に違反する活動に参加を強制されることがないようにする。また、実習生（丙）は、両国（中華民国、日本）の法律に違反する活動への参加を拒否することができる。もし甲が本条に違反した場合、乙は本契約を中止する権利があり、丙と甲の実習も中止となる。
4. 契約有効の期間、どちらか片方が前もって契約中止を求める場合、契約期間満了日の10日前までに書面にてあらかじめ、この実習の契約関係は満期後終了という旨を他の調印者に告知すべきである。もしも甲が丙に定期的に実習の給料や手当を提供する場合は、この実習の契約関係が終了後、政府の労働基準法に基づき、手続きを行うべきである。

**十二、実習の審査**1. 実習期間は甲の担当者と乙の指導教員で成績を評価する。甲は実習終了後の一週間以内に「文藻外語大学学生実習成績評価表」と「実習証明書」を乙に送る。
2. 実習期間の出勤評定は甲で判断する。実習生（丙）が実習やコミュニケーションで不適応な状況があれば、甲から乙へ連絡し協力して解決する。指導しても改善されなければ、実習の資格を取り消すか、他の仕事に転換させる。
3. 甲・乙双方は実習の各項目の処置について随時協力して調整を行い、実習

が更に良いものとなるようにする。**十三、附則**1. 甲の業務に配慮するため、実習生（丙）は甲が知的財産の権利及び機密契約書へサインを求めた場合、応じなければならない。実習生（丙）及び指導教員は、本実習を通じて知りえた甲の業務の秘密は、実習期間・実習終了後共に、決して第三者に漏洩したり、自ら使用したりしてはならないし、人に伝えたり公開したりしてはならない。
2. 本契約に関わる添付ファイルはすべて本契約の一部であり、契約条項と同等の効力を具えている。その他、実習に関わる活動で不十分な点があった場合、甲・乙・丙は必要に応じて協議し、別に定める。
3. 甲は、丙に関する個人情報に対して保護責任を果たし、個人情報保護法に則った範囲内の使用を遵守する。
4. 男女平等の精神を実現し実習を行う学生の権益を保証するため、甲は実習生（丙）を保護する義務を有する。また、甲はそのための基準を整備し、苦情の受付及び処理のための機構を提供する。。実習生（丙）が男女雇用機会均等法に違反する状況に遭遇した場合、甲は助力と処理を行い、24時間以内に乙に通知する。
5. 本契約書が準拠する法律は、均しく中華民国の法律における法令を基準とする。
6. 甲、乙、丙は、本契約に基づくすべての紛争は、台湾高雄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
7. 丙は当該契約内容に同意した場合、遅滞なく丙は丙の保護者（両親・親族など）に契約内容を通知する。丙が20歳未満の場合、丙の法定代理人が当該契約書に法定代理人として署名をする。

**十四、本契約書は一式三部とし、甲、乙、丙がそれぞれ一式ずつ保管する。**契約調印者： 甲 : 代表人：住　所：乙：文藻學校財團法人文藻外語大學　代表人：陳美華 校長住　所：80793高雄市三民區民族一路900號統一編號：76000424丙 方： 年 月 日 |